

厚生労働省

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.3 版）」の公表
(2026 年 3 月 9 日)

厚生労働省は、2026 年 3 月 9 日（月）に「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.3 版）」を公表しました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

2025 年 12 月 2 日（火）に、全ての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みへと移行したことに伴い、第 4.2 版に掲載している「健康保険証」の表記が削除され「オンライン資格確認」等の表現に更新されました。

その他、支払基金への届出、契約書、見積書の様式についても文言修正され更新されています。今後の契約等には、上記 URL からダウンロードした最新版をご活用ください。

★制度・運用内容そのものの変更はありません。

マイナ保険証対応に伴う文言修正の例

P1

②当年度の受診予定者の確定

…受診券の発券（オンライン資格確認^{*6}、マイナポータル^{*7}の保険資格画面の確認、マイナ保険証^{*8}と保険者の発行した資格情報のお知らせの確認、保険者の発行した資格確認書の確認（以下「オンライン資格確認等」という。）による保険資格の確認のみで健診機関が判別できる国保、個別に契約した特定の健診機関でのみ実施する保険者は必ずしも発券する必要はない）及び案内の送付を行う。